

# 史跡石の宝殿及び竜山石採石遺跡保存活用計画について

－石の文化と信仰の歴史を史跡として保存活用する－

清水 一文（高砂市教育委員会生涯学習課）

## 1. はじめに

### (1) 高砂市の概要

高砂市は、兵庫県の本州側南部、播磨地方の南東部に位置し、北・東側は加古川市、西側は姫路市に接している。市域の範囲は、東西8.00km、南北9.57kmで、総面積は34.38km<sup>2</sup>である。

東西方向に交通幹線がしかれ、国道2号・250号などの道路、新幹線・JR・山陽電鉄などの鉄道が通過する。昭和戦後に埋め立てられた沿岸部などに工場群があり、播磨臨海工業地帯を形成している。

人口は、平成7年10月の97,632人をピークに、令和元年12月現在では88,112人と、減少傾向にある。

財政規模は、平成31年度当初一般会計予算の歳入歳出総額はそれぞれ37,930,511,000円で、30年度の財政力指数は0.90である。歳出のうち、人件費等を除く文化財関係予算は12,808,000円で、市全体の約0.034%である。

### (2) 史跡をとりまく環境

高砂市の市域は、北側に山地が屹立し、南側は海城に面している。東側は一級河川である加古川が南流し、中央は加古川の氾濫原となる平野部が広がる。

平野部の中央に、海拔112mを最高とする竜山山地が孤立して丘陵地を形成している。ここでは、古墳時代前期から現代に至るまで、約1700年間以上、凝灰岩類からなる岩石を採石し続けている。

竜山石と名づけられた石材は、古墳の石棺材や中近世の石造物、近現代の建築材などに利用され、時代ごとに製品や流通を変化させながら生産され続け

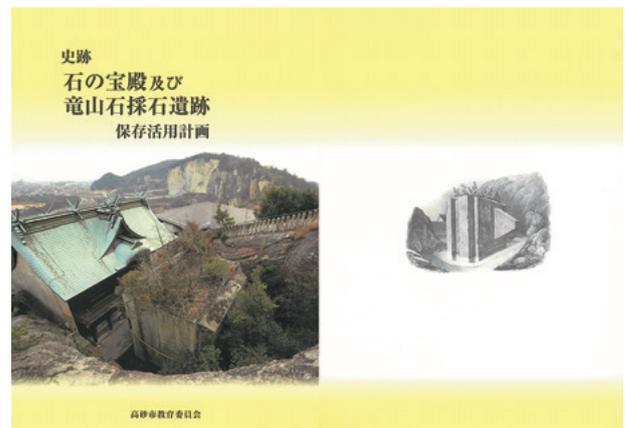


図1 史跡石の宝殿及び竜山石採石遺跡保存活用計画

ている。竜山山地には、各時代の採石の痕跡や技術を残した150カ所以上の採石遺構などが分布し、山地全域が周知の埋蔵文化財包蔵地であり、竜山採石遺跡となっている。

竜山石の採石業は地域の経済を支え続けた歴史的な地場産業であり、竜山採石遺跡は生きた生産遺跡でもある。

## 2. 史跡保存活用計画策定の経緯

### (1) 調査・研究・周知による文化財評価へ（1期）

石の宝殿は、文献では、「大石」と記された奈良時代の『播磨国風土記』が初見で、中世以降に二神の宿る石として信仰の対象となった記録があり、近世に続き現在も生石神社の御神体としてまつられている。一方、明治期以降、郷土史・考古学等の分野から、製作の意図・時代・人物像など、謎の解明に向けた諸論や研究が展開した。

昭和40年代以降に、竜山石の流通に関して研究が

進展する一方、平成時代になって、採石遺跡の分布調査が兵庫県教育委員会(以下、「県教委」という)・高砂市教育委員会(以下、「市教委」という)によって実施された。その結果、広域に流通し利用され続けた生産遺跡として認識され、その歴史的な変遷や文化財としての価値が明らかになった。

また、各自治体の協力で播磨地域にある採石遺跡の分布が確認され、研究機関による科学的調査が行われるなど、生産遺跡としての位置づけや、科学的アプローチによる石の宝殿の解明も進んだ。

その調査成果を周知するため、県教委・市教委・民間団体によるシンポジウムや講演会が実施され、市民がその価値を共有化する機会となった<sup>1)</sup>。

## (2) 国指定要件の課題整理(2期)

昭和46年に石の宝殿が兵庫県指定史跡に指定されたのが行政上の保護措置として初めてであったが、前記のシンポジウム等で石の宝殿を国指定にすべきとの提言や意見がある一方、平成20年に実施されたレーダー探査等の科学的調査の結果、石の宝殿の劣化が進行し、保存上危機にあるとの報道がなされた。これ以降、所有者の生石神社と市教委が協議し、国指定に向けて取組むことを確認した。その後県教委と市教委とで、指定の対象・範囲・文化的評価等について整理する作業を行った。

平成22年度の文化庁との協議では、①指定範囲は竜山採石遺跡の全域とし土地境界を明示する、②石の宝殿の文化財的価値を専門家の意見を踏まえて整理する、とされた。しかし、①は約61haの広大な範囲で、338筆に及ぶ土地はほとんど境界確定されておらず、99.3%を占める民有地の所有者に指定同意を得るのは到底困難であった。この時点で、国指定に向けた動きは中座することとなった。

## (3) 歴史文化基本構想と国指定(3期)

一方、平成20～22年度に、高砂市は、文化庁による文化財総合的把握モデル事業の採択を受け、歴史文化基本構想の策定に向けて取組んだ。平成23年3月に構想を策定し、市固有の歴史文化のテーマの一つは「竜山石の文化」であり、その中心施設であ



図2 歴史文化基本構想パンフレット

る石の宝殿と竜山石切場の国指定を目指すことを、策定委員会から提言を受けた(図2)<sup>2)</sup>。

平成24年6月に文化庁と県教委が調整する中で、公図による地番指定で、史跡の構成要素が集積する宝殿山地区と竜山地区の一部、約11haを史跡の指定範囲とし、意見具申に向けて課題整理していく方針が示された。

市教委は、土地所有者の協力のもとで所有状況を明らかにし、各種課題を整理し、平成26年1月に文化庁へ史跡指定について意見具申したところ、同年10月の官報告示で「石の宝殿及び竜山石採石遺跡」が史跡に指定され、平成27年3月の官報告示では史跡の管理団体として高砂市が指定された。

## (4) 史跡保存活用計画の策定(4-1期)

平成27年6月に市教委は「史跡石の宝殿及び竜山石採石遺跡保存管理計画策定委員会」(以下「策定委員会」という)を設置し、史跡の保存活用に関する基本方針等を定める計画づくりを開始した。

史跡の本質的価値を定め、史跡内の植生・景観・建造物の各種調査も併行しながら、史跡の現状と課題を抽出し、保存管理・活用・整備等に向けた方針や方向性等を明確にする作業を進めた。

2カ年度の期間を経て、平成29年3月に史跡保存活用計画(以下「保存活用計画」という)を策定した<sup>3)</sup>。

## (5) 史跡の保存活用と整備事業の推進(4-2期)

保存活用計画にもとづき、史跡整備の基本方針や

整備計画等を定めるため、市教委は「史跡石の宝殿及び竜山石整備委員会」を平成29年5月に設置し、当該委員会で意見聴取しながら平成30年3月に「史跡石の宝殿及び竜山石採石遺跡整備基本計画」を策定した<sup>4)</sup>。

平成30年度から、史跡の所有者及び管理団体である高砂市がそれぞれ事業主体となって、史跡整備事業に着手している。

### 3. 史跡保存活用計画の概要

#### (1) 本質的価値

##### 1) 定義

本史跡は、「国宝及び重要文化財指定基準、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」の史跡「六. 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡」に該当し、採石に係る生産遺跡として位置づけられている。

史跡指定の理由、解説の概要は下記のとおりである。

「竜山石は、古墳時代に有力者古墳の石室材や石棺に用いられ、古代には宮都の礎石、中世以降は石造物、近世には建築材に利用され、生産活動は現代にいたる。時代ごとに用途や流通を変えながら生産・加工され、採石技術の変遷と流通の変化を知る上で必要な遺跡である。

竜山には石の宝殿と呼ばれる岩盤を掘り込んだ、推定重量465トンにも及ぶ巨石遺構があり、古墳時代終末期の横口式石槨の未製品説が有力である。古墳時代の採石技術が分かる貴重な例で、中世までに生石神社の御神体となり現在も信仰の対象となっている稀有な例である。

石の宝殿と竜山石採石遺跡は一体として価値をなし、1700年間にわたり連綿と採石され続けた、国内でも稀有な例といえる。」

史跡保存活用計画では上記をふまえて、本史跡の本質的価値を、「石の宝殿というシンボリックな遺構と、継続的採石活動の痕跡」とまとめた。石の宝殿と竜

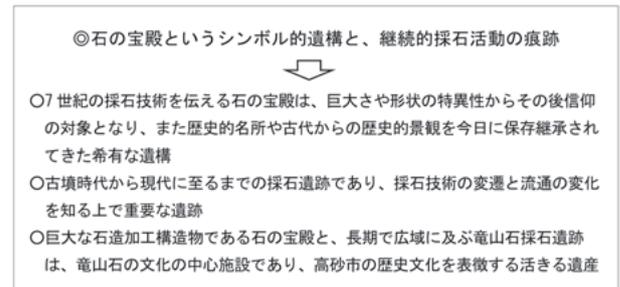


図3 史跡の本質的価値

山石採石遺跡を、高砂市の歴史文化を表徴する生きる遺産であるとした(図3)。

#### 2) 歴史的層性とその整理

竜山山地では、古代から現代に及ぶ採石活動が行われており、同一石材を産出し続ける採石遺跡としては、おそらく、国内で最も長期間にわたって活動が行われている。

竜山石の歴史は、時代ごとに流通の範囲や製品等の様相が異なり、史跡指定地外であるが現在も採石業が継続する。また、史跡の構成文化財には、木造建築・石造物の信仰対象物や、景勝地、採石遺構などがあり、形態や種別が異なるなど、一見雑多な構成となっている(図4)。

この多様な構成文化財は、史跡という過去の痕跡という定義のみでとらえることはできない。単に、生産活動の中心地と限定するのではなく、生産地と消費地が一体となって石の文化が形成されているのであり、その文化の広がりを中心施設が竜山にあるとしたのが、平成23年に策定した歴史文化基本構想の考え方である。

構想では、高砂市の地域的特性は「竜山石の文化」



図4 史跡の構成文化財

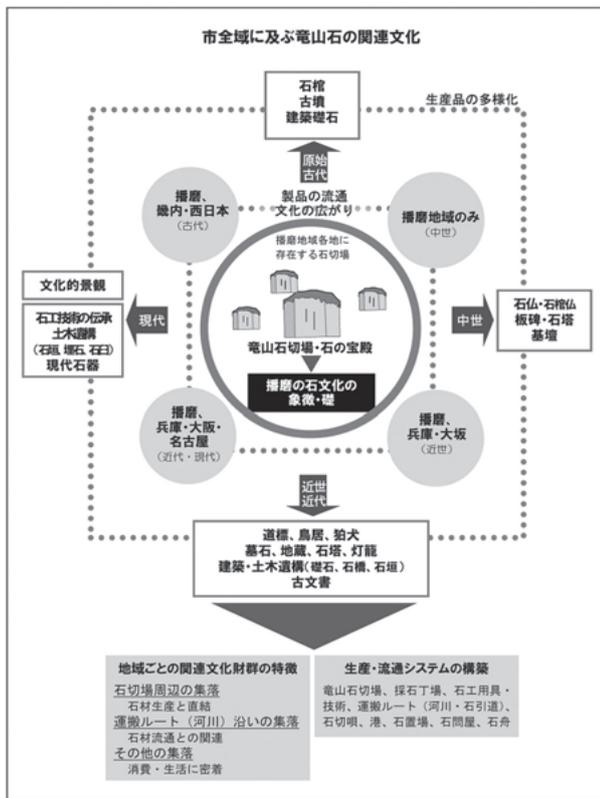


図5 竜山石の文化関連文化財群相関図

であり、時間を縦軸に、空間を横軸に、有形無形の文化や文化資源が広がることから、「竜山石の文化関連文化財群」として整理した(図5)。保存活用策としては、中心施設を史跡として保護し、文化的景観として生産活動をとらえ、その存在と価値を顕在化しながら、まちづくりとひとづくりを展開する方針を定めた。

多数の散らばりをかき集めてまとめるのではなく、1,700年間の採石活動の継続を中心軸に、そこから波及した系譜としてとらえていく考え方である。保存活用計画では、この歴史文化基本構想の考え方がなければ、史跡の本質的価値や構成要素等の整理をすることが困難であったといえる。

## (2) 史跡の構成要素

### 1) 区分(図6)

保存活用計画では、史跡指定地内に存在する、(1)本質的価値を構成する諸要素(主たる要素)と、(2)本質的な価値を有しない要素(その他の諸要素)に2区分する。

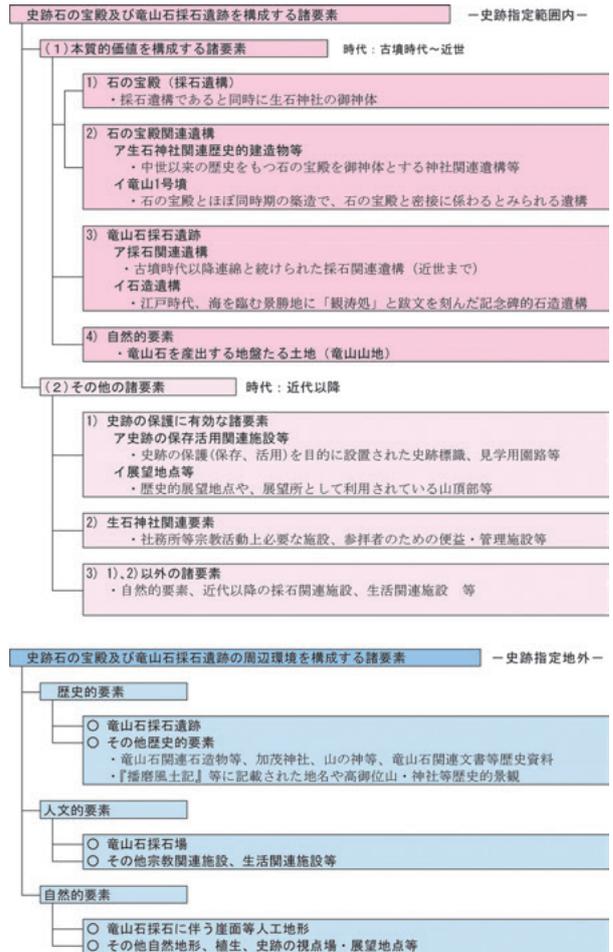


図6 史跡構成要素の体系図

主たる要素は、1) 石の宝殿、2) 石の宝殿関連遺構、3) 竜山石採石遺跡、4) 自然的要素に4区分し、(2) その他の諸要素は、1) 史跡の保護に有効な諸要素、2) 生石神社関連要素、3) それ以外の要素に3区分する。

さらに、史跡指定地外を、史跡の周辺環境を構成する諸要素として整理し、今後の史跡範囲の追加指定や、環境保全に関する課題・方針も定めることとした。

## 2) 諸要素

以下に、各構成要素の概要を記す。

まず、(1) 1) 石の宝殿を構成する要素で、古代の巨石遺構であり、生石神社の御神体そのものである。

次に、2) 石の宝殿関連遺構は、ア生石神社関連遺構とイ竜山1号墳である。アは、神社境内にある、

近世の木造建築3棟の歴史的建造物と、石灯籠など13基の石造物である歴史的作物物である。イは、古墳時代終末期の古墳で、石の宝殿製作時期と重なる可能性が高いことが発掘調査で確認された。

3) 竜山石採石遺跡は、ア採石関連遺構とイ石造遺構である。アは、山中の岩盤を採石した痕跡(古代～近世)で31か所ある。石引道・ふいご場・未製品など採石工程を示す関連遺構もあり、生産活動の実態を示す。イは江戸時代の天保7年(1836)に岩盤に三大字を刻んだ観涛処で、景勝地となっており、年代が明確な採石遺構でもある。

4) 自然的要素は、竜山石を産出する地盤たる土地である。

(2) その他の諸要素は、史跡指定地内にある近代以降の要素で、1) 史跡の保護に有効な要素は、史跡標識や展望地点など、2) 生石神社関連要素は、生石神社境内にある近現代の施設や便益施設などである。

### (3) 構成要素・地区区分ごとの整理

保存活用計画では、構成要素ごとの現状を58項目に分けて列記した。次に、史跡指定地全体の現状9項目に対し、13項目の課題を導き出した。これら課題を解決する手立てを、保存・活用・整備・運営体制整備の分野ごとに、整理した。

さらに、史跡指定地は広範囲にわたり状況が各所で異なるため、5地区に区分し(図7)、それぞれの課題と解決策をまとめた。そのうちのいくつかを記すことにする。

A石の宝殿・生石神社中枢地区は、生石神社境内の枢要な箇所とし、神社による維持管理と調整・協力を図りながら、適切な保存管理を目指す。石の宝殿は御神体として祀られ、築造時の姿のまま保存継承されてきたが、上面や周囲岩盤にある樹木は実生木で土砂が堆積するなど、安全上、景観上、石造遺構としての保存上に、対策が必要であることから、早期に除去すべき対象物を選別し、日常管理も含めた保存管理の対策が必要とした。

B通路・採石遺構分布地区は、加茂神社が所有す

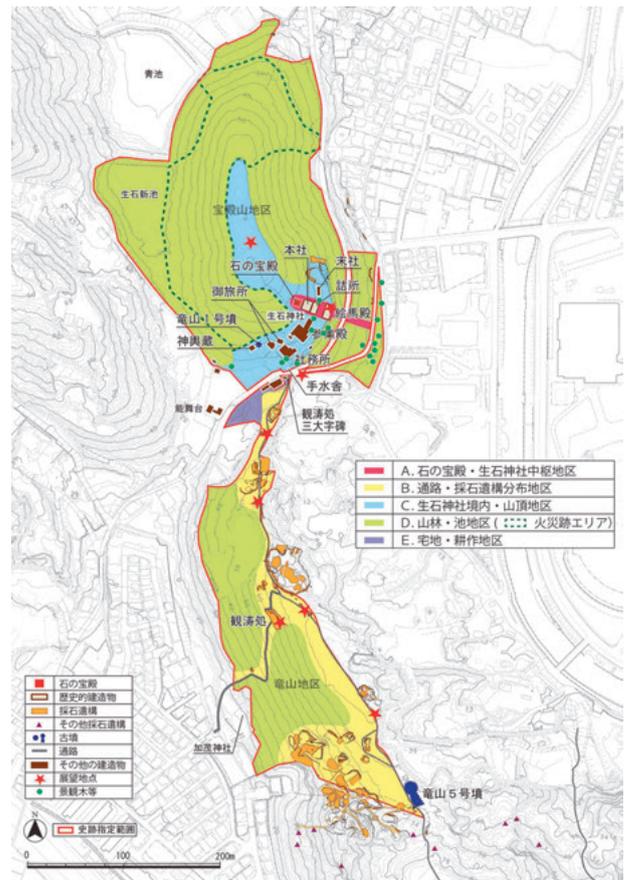


図7 保存管理の地区区分図

る山林の尾根沿いに、観涛処と多くの採石遺構が分布するが、遺構の大半は樹林地に埋没していて、現代の採石により崖面が形成され見学するには危険な箇所となっている。採石遺構周辺の樹木伐採や適切な保存活用とともに、石の宝殿のある宝殿山地区と結ぶ動線でもあることから、将来的に安全対策・防災措置を講じるための整備を図る。

その他C・D・E地区は、竜山地区・宝殿山地区の山林や宅地で、活用のための園路確保をすることなど以外は、歴史的景観を維持しながら、適切な維持管理に努める。

### (4) 保存活用の方針

上記の現状・課題を解決する方向性としては、史跡の本質的価値を良好な状態で構成に継承するために、保存管理・活用・整備・管理運営の項目ごとに、保存活用の基本方針を定めている(図8)。

保存管理では、現状変更等に関して、全般的な取扱方針と取扱基準を示し、全地区共通と地区ごとに、

- 1 石の宝殿と竜山石採石遺跡の確実な保存と、一体的な保護を図る
- 2 遺跡の全容の解明のための継続的調査・研究を推進する
- 3 史跡の自然や歴史的景観を活かしながら保存管理する
- 4 史跡の本質的価値を顕在化するために整備活用を図る
- 5 保存管理体制を確立し、市民参画の史跡保護に努める
- 6 中長期的に本質的価値に応じた史跡の保護範囲を確保する
- 7 まちづくりに活かし、周辺環境の保全や良好な景観形成を目指す

図8 保存活用の基本方針

行為の種別ごとに取扱基準を設けた。

植物管理の原則を定め、地形の改変を認めず、建築物・工作物の改変を原則認めない方針としたが、宗教活動上必要な行為は個別判断のもとで一定程度許容する基準となっている。

活用と管理運営の基本方針では、管理団体である市が、所有者や市民による主体的な保存活用の動きと連携を図りながら、円滑かつ積極的な取組みを行う。整備の基本方針では、整備イメージを示し、確実な保存と公開活用・環境整備の方向性を定めた。

## 4. 史跡保存活用の課題と解決

### (1) 策定委員会の意見

保存活用計画策定にあたり設置された策定委員会、議論となった点をいくつか挙げることにする。

史跡指定地内に昭和戦後の採石で生じた崖上を通る危険な通路があり（図9）、展望地点ともなる危険箇所。安全対策として手すりや安全柵を設置した場合、人の命を守るための恒久的な維持管理が可能か、景観上問題があり避けるべきではないか、など



図9 竜山地区の危険な尾根道

の議論があった。観光部門の委員からは、通路を整備し、危険性も観光資源として活用し、広く史跡が見学できるよう利便性を優先すべき、との意見が出たが、現地視察の結果、安全対策が完遂できる目途がたつまでは通行禁止せざるを得ない、となった。史跡の保存と観光振興策に関する意見の相違であった。

地元住民からは、日常管理として樹木を伐採する際に行方を制限されるのはいかなものか、との意見に対し、他の住民代表から、景観をよくするために木を切る、整備するために必要な手続きと解釈すればよいと進言があった。

その他、史跡を保存することを第一とし、活用は整合性を図りながら進めるべき、史跡内外からの景観は変わっていく景観なので植生管理するエリアと自生を待つエリアと区分するべき、などの意見もあった。

### (2) 文化財とまちづくり

意見具申の際に課題となったのは、文化財保護とまちづくり政策との、行政方針の対向であった。

史跡指定予定地に昭和39年に決定された都市計画道路予定地が存在し、史跡指定すれば指定地が道路によって分断されるので指定は不可能である、また、将来道路建設する時に史跡を損壊する可能性を残したままでは指定できない、道路計画を廃止するよう要請があった（図10）。



図10 都市計画道路予定地（変更前）

都市計画の変更手続きは、住民の合意形成などにも時間を要し、すぐにできるものではない。意見具申の提出期限が迫る中、史跡を取るか、道路を取るか、政策判断を要する案件として、市の政策会議を行うこととなった。最終的に、市の政策が両立する方法として、次回の計画変更時に道路計画を廃止する、計画上は仮に工事を実施するとしても地下トンネルで地表面を掘削しない、とした。路線としての機能が周辺道路により確保されているという理由で、平成28年3月に道路計画は廃止された。

公共の利益として、利便性より地域の個性、開発より文化財保護、を選択したもので、局部的であるだろうが、地方政策の判断の一例と言えるのではないだろうか。

### (3) 信仰対象物の史跡指定と政教分離

本史跡の指定地は、公有地はなく、民間所有の4筆の土地で、いずれも宗教法人が所有している。神社の御神体、石の宝殿が史跡の対象物そのものである。神による製作と神社縁起にも記され、平安時代以降、信仰が継続してきているのである。御神体を人工物と公言されることすら、理念上、所有者は抵抗があった。

また、史跡指定されれば、宗教行為や日常生活等が制限される恐れがあり、所有者からデメリットしかないのではないかと指摘があった(図11)。検討の結果、本社などの近世建築や石灯籠などの石造物を構成要素とし、今後所有者が施設の維持管理や補



図11 生石神社秋祭り

修する際、補助制度を活用できることとなった。それは、信仰の歴史が文化財保存そのものであるという考え方にもとづく。

そもそも千数百年の間、石の宝殿が製作当初の姿で保存されてきたのはなぜか。誰がいつ作ったのかわからず放置されたのではなく、人間業では作ることができない、理解できない、神業ではないか、といつしか恐れ多いものとして信仰の対象となった。神として崇められ、氏子や地域住民によって大事にされ現在に至っている。すなわち信仰する行為が保存する行為につながり、その結果、石の宝殿は人々の手によって、当初の姿で守り伝えられてきたのである。

保存活用計画策定の過程では、神社の意見を尊重し、これまで行ってきた宗教行為を制限せずに、史跡として保護を図ることを第一義としながら、課題解決を図ることとした。策定委員会等の議論の中でも、所有者である神社との意思疎通を最優先しながら、議論を進めた。

史跡指定申請のごく初期のころ、所有者は協調や同意を拒んできた。やがて時が経つにつれ、御神体を文化財であると認識するようになった。

その認識に至った象徴的な出来事がある。県教委が平成の初めに県指定文化財の説明板を設置したものの、間もなく所有者によって撤去された。解説内容等に不満があったという。その後20数年を経て、史跡指定を喜んだ所有者が、自己資金で史跡説明板を設置した。

このとき、信仰活動と文化財保存が同一線上につながったといえる。石の宝殿が昭和46年に県指定され、国指定までに43年かかったのも、上記の認識に至るまでに、世代を超えて、さらに時の経過が必要であったからかもしれない。

しかし、完全に理解されたのではなく、行政や議会では、政教分離の問題が根強くわだかまりがあり、史跡整備事業を実施している現在でも、ことあるごとに議題にのぼる。宗教行為の対象物を保全するのに、公費を投入してよいのか、という議論である。



図12 石の宝殿研究会の活動風景

宗教は広範に社会生活と接触し完全分離することは不可能である、と文化財補助金の適正な支出をめぐる最高裁判例がある<sup>5)</sup>。この判例では、宗教法人であるがために公金を支出しないことは逆差別につながる、と続くが、ここでは詳細に述べることは控え、問題の指摘にとどめたい。

#### (4) 史跡保護の手続きと住民への理解促進

史跡指定後、生石神社へ見学する人数が増加した。こんな大事な史跡が身近にあって、市民の手でもっと活用できないかと、平成29年に近隣住民によって「石の宝殿研究会」が自主的に設立され、積極的な活動も展開している（図12）。ほかにも、史跡へのアクセス面で、史跡周辺地の看板設置や道路拡幅等が進んでいる。保存活用計画での課題項目が、解決へ向かっている一例である。

一方、史跡指定地外の竜山採石遺跡周辺では、開発行為が進み、周辺環境を保全するための課題が残されている。都市計画・環境・産業振興等の関連省庁や部局との連携による対策が今後検討材料として残されている。

## 5. 史跡の保存活用に向けた取組み

史跡指定後、保存活用計画の策定に続き、史跡整備基本計画にもとづき、平成30年度から史跡整備事業が開始され、間断なく事業が推進している。住民への理解促進や、事業予算の確保や行政内での課題解決などが平行して行われている。



図13 史跡整備イメージ

平成23年の歴史文化基本構想の策定段階では、史跡指定は中長期の努力目標に位置づけられていたが、今では史跡の保存活用が行政計画として位置づけられ、政策展開が可能となった。当初から携わってきた担当者としては隔世の感がある。

現在、事業展開する中で、保存活用計画や本稿で指摘した課題が、問題となって起き上がってくることもある。決して完全に課題は解決しているわけでもなく、提示にとどまっているものも少なくない。しかし、その課題解決策を講じるうえで、対話をくり返し理解を求めつつ、一つ一つの事象を認識し方向性を定めていくことが必要であり、保存活用計画の存在は不可欠であると認識しているところである。

#### 【補註および参考文献】

- 1) 清水一文 2010「竜山石切場の調査と保存活用－歴史文化基本構想策定に向けて－」『遺跡学研究』第7号 pp.23-29
- 2) 高砂市教育委員会 2011『高砂市歴史文化基本構想』
- 3) 高砂市教育委員会 2017『史跡石の宝殿及び竜山石採石遺跡保存活用計画』
- 4) 高砂市教育委員会 2018『史跡石の宝殿及び竜山石採石遺跡整備基本計画』
- 5) 津地鎮祭訴訟（最高裁昭和52年7月13日大法廷判決）による。